

鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する記者勉強会

日時:平成 25 年4月5日 17:00~18:00

場所:厚生労働省講堂(低層棟2階)

I これまでの情報

- 1) 中国での報告数
- 2) その他

II これまでの対応

○自治体への対応

- ・通知:中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について(情報提供及び協力依頼)(2013 年 4 月 3 日付)

○検疫所での対応

○国民への情報提供

- ・H7N9 に関する HP の開設

III その他

ヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、厚生労働省は、関係省庁、自治体などと十分に連携し、一体となって対応します。

また、国民への分かりやすい情報提供に努めます。

厚生労働省健康局結核感染症課



中国で発生している鳥インフルエンザウイルスA (H7N9)のヒトへの感染事例

(平成25年4月5日現在)

	患者情報	発症日	予後
1	87歳男性(上海市)	2月19日	3月4日死亡
2	27歳男性(上海市)	2月27日	3月10日死亡
3	35歳女性(安徽省)	3月15日	重篤、現在治療中
4	45歳女性(江蘇省南京市)	3月19日	重篤、現在治療中
5	48歳女性(江蘇省宿遷市)	3月19日	重篤、現在治療中
6	83歳男性(江蘇省蘇州市)	3月20日	重篤、現在治療中
7	32歳女性(江蘇省無錫市)	3月21日	重篤、現在治療中
8	38歳(浙江省杭州市)		死亡
9	67歳男性(浙江省杭州市)	3月25日	重篤、現在治療中
10	64歳男性(浙江省湖州市)	3月29日	4月4日死亡
11	48歳男性(上海市)	3月28日	4月3日死亡
12	52歳女性(上海市)	3月27日	4月3日死亡
13	67歳女性(上海市)	3月22日	治療中
14	4歳男児(上海市)	3月31日	良好

患者数:14名(うち死亡者6名)

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について
(情報提供及び協力依頼)

先般、別添 1 のとおり、中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) に感染した患者の発生を、WHO が発表した旨お知らせしたところですが、別添 2 のとおり WHO が作成した本疾患に関する Q&A の仮訳を作成しましたので、本件について関係者への周知方をお願いします。

また、貴管内医療機関に対して、下記の要件に該当する患者を診察した場合の保健所への情報提供について、協力依頼をお願いします。医療機関から情報提供があった場合には、その内容について当課までご連絡ください (様式任意)。

そのほか、下記の要件に合致する患者の診療に当たっての標準予防策の徹底についても周知方をお願いします。

なお、本通知による依頼の終了については、別途、通知します。

記

(情報提供を求める患者の要件)

38 度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺病変 (例：肺炎又は ARDS) が疑われる者であり、発症前 10 日以内に中国に渡航又は居住していた者。

但し、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除く。

参考資料

別添 1：中国で鳥インフルエンザの患者が発生しました (検疫所ホームページ)

<http://www.forth.go.jp/topics/2013/04021128.html>

別添 2：WHO 作成 鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する Q&A (厚生労働省仮訳)

2013年04月02日更新 中国で鳥インフルエンザの患者が発生しました

4月1日付けで公表された世界保健機関（WHO）の情報によりますと、中国の国家衛生・計画出産委員会は3月31日、インフルエンザA（H7N9）に感染した患者が3人発生したとWHOに報告しました。患者は3月29日に中国の疾病予防管理センターで実施された検査で確定されました。インフルエンザA

（H3N2）、インフルエンザA（H1N1）pdm09、インフルエンザA（H5N1）、新種のコロナウイルスの検査も実施されましたが、いずれも陰性でした。

患者は上海市で2名、安徽省で1名発生しました。患者は3人とも重症の肺炎と呼吸困難を合併した呼吸器感染症を発症しました。発症日は2月19日から3月15日までの間でした。患者のうち2人は死亡し、1人は現在重篤な状態にあります。

これまでのところ、患者の間に疫学的な関連は確認されていません。接触者の経過観察を含む調査が行われています。現時点では、経過観察中の88人の接触者から新たな患者は発生していません。

感染源と感染経路に関する調査が進められています。

中国政府はこの事例について積極的に調査を行っており、サーベイランスの強化、検査体制の強化、検査・報告・治療に関して医療専門家のトレーニングを行っています。

WHOは国の当局と連携し、この事例を注視しています。新しい情報が入手されれば、情報が更新される予定です。

中国に滞在する方は、今後の情報に注意していただくとともに、鳥がたくさんいる場所で鳥に直接接触ったり、病気の鳥や死んだ鳥に近寄ったりしないようにしましょう。

出典

WHO Global Alert and Response

H7N9 avian influenza human infections in China

http://www.who.int/csr/don/2013_04_01/en/index.html

2013年4月2日更新

WHO（世界保健機関）

中国におけるヒトの鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染に関する Q&A

1. A（H7N9）について心配なことはなにか？

インフルエンザウイルスの多くは、動物（ブタや鳥類など）固有のウイルスであり、通常、種の壁を越えて感染することはありません。今般、鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスのヒトへの感染事例が初めて報告されたことから懸念されています。更新情報についてはWHOのDisease Outbreak Newsを参照してください。

2. 鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスはヒトからヒトに感染するか？

現時点では、感染が確定した患者間や、患者との接触者の中で、ヒトからヒトに感染したという形跡はありません。引き続き、ヒト-ヒト感染を含む、全ての考えられ得る感染源について調査することとしています。発生の規模や、感染源、感染経路、最適な治療法および必要な感染予防対策や管理措置について、さらに調査を進め、動向を注視することは、さらなる患者の発生を確認する上で非常に重要だと考えています。

3. この感染は、最近、上海周辺の河川に16,000匹以上のブタの死骸が廃棄されたことと関係があるのか？

死んだブタも調査対象の一部ですが、その関連性は証明されていません。

4. 鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスは、一般国民にもリスクがあるのか？

現時点では、感染が確定した患者間や、患者との接触者の中で、ヒトからヒトに感染したという形跡はありません。中国の一般国民や国外の人々に対する鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスのリスクは、現在、調査中であり、情報が明らかになり次第、提供される予定です。

5. これまでにどのような対策を講じたのか？WHOはどんな支援をしているのか？

中国政府は以下の対策を講じているところです。

- ・サーベイランスの強化
- ・患者の管理と治療の強化

- ・疫学調査と濃厚接触者の追跡
- ・検査室機能の強化
- ・医療従事者の教育とガイドラインの発行
- ・コミュニケーションの向上

ヒトのA (H7N9) 感染事例は、今回、初めて報告されたことから、WHOとしても重く受け止めています。WHOは、状況をより確実に把握するために、各国の当局と密接に連携するとともに、新たに重要な情報が入手できた際は共有することとしています。

6. 個人として、鳥インフルエンザA(H7N9)への感染を予防するにはどうしたらよいか？

A (H7N9) だけではなく、多くの感染症の伝播を予防するためには、衛生に気をつけるという基本的な習慣や、食品を安全に取り扱うことが必要不可欠です。

- 食品を扱う前後およびその間、食事の前、トイレの後、動物やその排泄物に触れた後、手が汚れているときなど、頻繁に手洗いを行いましょう。家庭内に病気の人がいるときには特に入念に行いましょう。
- 医療現場では、他の患者や医療従事者への感染を予防するためにも、手洗いは必須です。病原体は手洗いによって物理的に洗い流すことができます。またアルコール消毒も有効です（病原体を死滅させます）。
- 咳やくしゃみをする際には、口と鼻をハンカチやティッシュで覆いましょう。
- 高病原性の鳥インフルエンザウイルスが存在する可能性のある場所では、ウイルスのついた手指から鼻・口・結膜などにウイルスが付着するのを防ぐため、手指の衛生（手洗いとアルコール消毒剤の使用等）は非常に重要です。

WHOの原文はこちら：

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/faq_H7N9/en/

1 全国の保健所数（平成 24 年 6 月 4 日現在）

全国	都道府県	指定都市	中核市	政令市	特別区
495	372	51	41	8	23

出典：全国保健所長会 HP

2 全国の地方衛生研究所数（平成 25 年 3 月現在）

全国	都道府県	指定都市	中核市	政令市	特別区
79	47	19	10	0	3

出典：地方衛生研究所全国協議会 HP

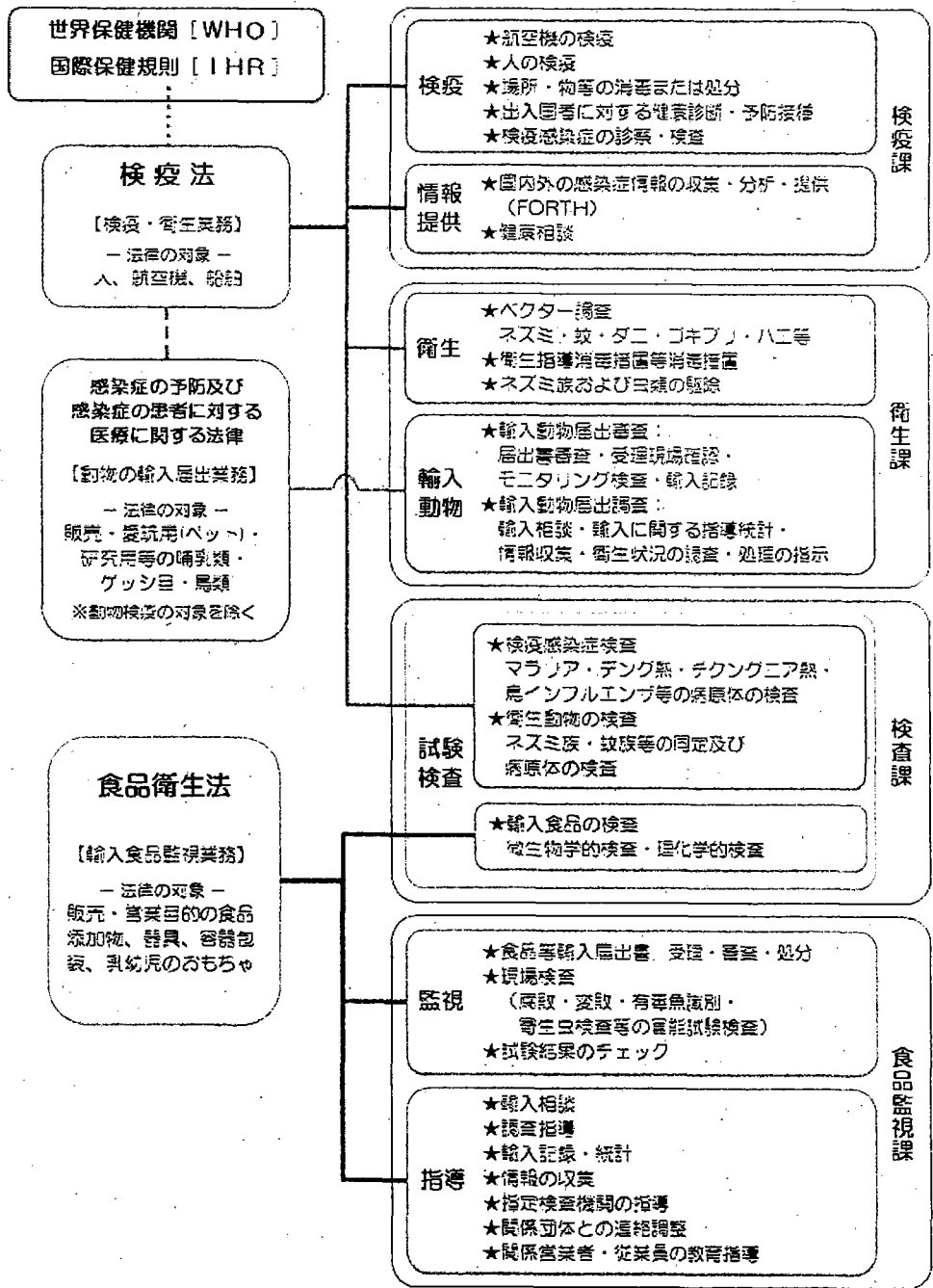
1 全国の検疫所数（平成23年4月1日現在）

海港	空港	合計
81	29	110

2 検疫所の業務

目的：この法律は、国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。

(検疫法 第1条)



鳥インフルエンザ A(H7N9)について

今般、中国において鳥インフルエンザウイルス A(H7N9)に感染した患者が確認された旨、WHO（世界保健機関）が公表しています。

これまでのところ、ヒトからヒトへの感染は確認されておりませんが、厚生労働省としては、国内外の関係機関と連携し、一層の情報収集とその国民への提供を行っています。

1. 鳥インフルエンザ A(H7N9)とは

今回見つかった鳥インフルエンザ A(H7N9)は、今までヒトに感染することが知られていなかったウイルスが原因の感染症です。4月1日に WHO が中国でヒトへの感染があったことを初めて公表しました。感染源はまだわかっていませんが、中国政府の調査では、ヒトからヒトへの感染は確認されていません。

2. 対策・予防について

中国の発生地域に渡航される方に、この病気について注意喚起を行うとともに、不用意な動物との接触を避けるよう呼びかけています。

また、中国の発生地域からの到着時に発熱などの症状がある場合は、検疫所へ相談してください。

さらに、国内の医療機関に対して、中国から帰国後 10 日以内に肺炎等が疑われる患者を診察した場合は、保健所へ連絡するようお願いしています。

通知・事務連絡

事務連絡：中国におけるインフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について（情報提供）（2013 年 4 月 2 日）

通知：中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について（情報提供及び協力依頼）（2013 年 4 月 3 日）

ポスター

- 検疫所ポスター[220KB]
- 年未年始における海外での感染症予防について：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/chuui-kanki/index.html>

- 感染予防啓発ポスター「鳥扱い注意」：

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/chuui-kanki/dl/2013winter_03.pdf

f

- 感染予防啓発リーフレット「鳥扱い注意」:

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/chuui-kanki/dl/2013winter_04.pdf

リンク

WHO (英文)

- ・ Disease Outbreak News (疾病発生情報) : <http://www.who.int/csr/don/en/index.html>
- ・ 中国における鳥インフルエンザ A(H7N9)のヒトへの感染に関する Q&A : http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/faq_H7N9/en/index.html

国立感染症研究所)

インフルエンザ A(H7N9) ～ 新着情報 ～ :
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9/3395-n7n9top.html>

- ・ WHO 中国における鳥インフルエンザ A(H7N9)のヒトへの感染に関する Q&A (日本語訳)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

FORTH (厚生労働省検疫所) : <http://www.forth.go.jp/news/2013/04041512.html>

鳥インフルエンザ予防の合言葉。

ヒント 鳥を飼育している場所や、鳥が売買されている市場に近づかないようにすること。
鳥の死骸やフンに絶対にさわらないようにすること。



と
り
あ
っ
か
い

注意



インドネシア、カンボジア、バングラデシュ、エジプト、ベトナム、中国では、最近も鳥インフルエンザ患者が発生しています。
特に東南アジアやアフリカ、中東に旅行されるみなさま、現地でニワトリやアヒルを飼育している場所、鳥が売買されている市場に近づかないでください。鳥の死骸やフンには絶対にさわらないでください。

年末年始に海外へ出かけるみなさま、感染症予防のために、動物とは距離をとりましょう。



年末年始 感染症

検索

年末年始の海外での感染症予防について、くわしくはこちらから → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/chuui-kanki/index.html>



鳥扱いの基礎知識

鳥インフルエンザウイルスに感染した鳥と接触したヒトが、まれに鳥インフルエンザを発症することがあります。

世界では、東南アジアやアフリカ、中東で、これまでに600人以上が鳥インフルエンザを発症、350人以上が亡くなっています。

鳥インフルエンザは、ニワトリやアヒルなど、飼われている鳥だけでなく、野鳥にも感染していることがあります。

鳥扱いの具体策

養鶏場、鳥の羽をむしるなどの処理をしているところ、鳥を売買している市場に不用意に近づかないようにしましょう。

弱った鳥や死んだ鳥にさわったり、鳥のフンが舞い上がっている場所で、ホコリを吸い込まないようにしましょう。

外出先から帰ったらせっけんで手を洗うなど、日常的な感染症予防を心がけましょう。

鳥扱いの注意点

発生国からの帰国時に発熱やせきがある方、鳥インフルエンザに感染した鳥（死んだ鳥を含む）や患者に接触したと思われる方は、検疫所の担当者にご相談ください。

帰国時には症状がなく、帰宅後に発熱やせきの症状が現れた場合は、最寄りの保健所にご相談ください。

その際、鳥インフルエンザの発生地域に渡航していたことをお知らせください。

ハトに関連する情報について

平成25年4月5日
健康局結核感染症課

○ 鳥の渡り

- ・日本にも生息する主なハト（キジバト、カワラバト（ドバト））は渡り鳥ではないため、中国から日本に飛来する可能性はほとんどありません。
- ・また、一般に鳥インフルエンザウイルスを保有するといわれるカモ類は、今の時期、中国から日本に渡ってくる可能性は低いと考えられます。

○ 鳥類の輸入

- ・鳥インフルエンザ発生国である中国からは、生きた家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、その他のかも目の鳥類）、家きん以外の生きた鳥類は輸入されていません（それぞれ、家畜伝染病予防法、感染症法に基づく措置）。